

令和5年第4回姫路市議会  
定例会提出議案

〔議案第215号～議案第219号〕  
〔諮問第2号～諮問第13号〕

# 目 次

ページ

議案第 2 1 5 号	姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	1
議案第 2 1 6 号	教育委員会委員の任命について……………	7
議案第 2 1 7 号	公平委員会委員の選任について……………	1 0
議案第 2 1 8 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	1 2
議案第 2 1 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	1 4
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	1 6
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	1 8
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	2 0
諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	2 2
諮問第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	2 4
諮問第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	2 6
諮問第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	2 9
諮問第 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	3 1
諮問第 1 0 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	3 3
諮問第 1 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	3 5
諮問第 1 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	3 7
諮問第 1 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	3 9

議 案 第 2 1 5 号

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

姫路市国民健康保険条例（昭和 3 4 年姫路市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「及び第 1 8 条の 5」を「、第 1 8 条の 5 及び第 1 8 条の 6」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第 1 7 条の 2 第 1 項中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。

第 1 7 条の 7 の 2 中「及び第 1 8 条の 5」を「、第 1 8 条の 5 及び第 1 8 条の 6」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 1 7 条の 8 中「第 1 8 条の 3」の次に「及び第 1 8 条の 6」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 1 8 条の 3 第 1 項第 1 号中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。

第 1 8 条の 5 第 1 項及び第 3 項第 1 号中「保険料額」を「保険料率」に、「当該保険料額」を「当該保険料率」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の6 世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条又は第17条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条の7に規定する額を超える場合には、当該額）とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第26条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第17条の4」とあるのは「第17条の7の3又は第17条の7の6」と、「第17条の7」とあるのは「第17条の7の10」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条又は第17条の4」とあるのは「第17条の9」と、「第17条の7」とあるのは「第18条の2」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第18条の3に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に

対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第17条又は第17条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条の7に規定する額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第18条の3第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第17条の4」とあるのは「第17条の7の3又は第17条の7の6」と、「第17条の7」とあるのは「第17条の7の10」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条又は第17条の4」とあるのは「第17条の9」と、「第17条の7」とあるのは「第18条の2」と読み替えるものとする。

第21条第1項中「又は1世帯に属する被保険者が」を「若しくは1世帯に属する被保険者が」に、「又は第17条の9」を「若しくは第17条の9」に改め、「第18条の3第1項各号」の次に「（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第18条の5第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第17条の3若しくは第17条の6の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第18条の5第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「又は特

例対象被保険者等となった日」を「若しくは特例対象被保険者等となった日」に改め、同条第2項中「又は第17条の9」を「若しくは第17条の9」に、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第18条の5第1項に定める第17条の3若しくは第17条の6の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第18条の5第3項第1号」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 産前産後期間中に保険料の納付義務が発生した場合（当該納付義務が発生した世帯の被保険者に出産被保険者がある場合に限る。）又は産前産後期間中に1世帯に属する被保険者数が増加した場合（当該増加した被保険者に出産被保険者がある場合に限る。）における第18条の6第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、納付義務が発生した日又は1世帯に属する被保険者数が増加した場合における当該出産被保険者が被保険者となった日の属する月から出産予定月の翌々月までのうち当該年度に属する月数をもって行う。
- 4 産前産後期間中に保険料の納付義務が消滅した場合（当該納付義務が消滅した世帯の被保険者に出産被保険者がある場合に限る。）又は産前産後期間中に1世帯に属する被保険者数が減少した場合（当該減少した被保険者に出産被保険者がある場合に限る。）における第18条の6第1項各号に定める額又は同条第4項各号に定める額の算定は、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は当該出産被保険者が被保険者でなくなった日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより当該出産被保険者が被保険者でなくなった場合においては、その被保険者でなくなった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月までのうち当該年度に属する月数をもって行う。
- 5 産前産後期間中に1世帯に属する被保険者（当該被保険者が出産被保険者である

場合に限る。)が介護納付金賦課被保険者となった場合における第18条の6第3項各号に定める額又は同条第6項各号に定める額の算定は、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から出産予定月の翌々月までのうち当該年度に属する月数をもって行う。

第25条第2項第2号中「納期限及び」を削り、「保険料の額」の次に「及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月」を加える。

第26条第2項各号列記以外の部分中「納期限」を「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払を受ける日」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長がこれにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

第26条第2項第2号中「納期限及び」を削り、「保険料の額」の次に「及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第26条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第25条第2項第2号及び第26条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第18条の6の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



議 案 第 2 1 6 号

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

姫路市長 清 元 秀 泰

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員として下記の者を任命したいので、議会の同意を得たい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により提出する。

記

山 下 裕 史

議 案 第 2 1 7 号

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

姫路市長 清 元 秀 泰

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員として下記の者を選任したいので、議会の同意を得たい。

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により提出する。

記

立 花 隆 介

議 案 第 2 1 8 号

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

姫路市長 清 元 秀 泰

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、議会の同意を得たい。

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により提出する。

記

寶 角 勝 利

議 案 第 2 1 9 号

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

姫路市長 清 元 秀 泰

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、議会の同意を得たい。

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により提出する。

記

横 山 彬

諮 問 第 2 号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

小 池 千 鶴

諮 問 第 3 号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

岩 下 久 志

諮 問 第 4 号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

齋 藤 壽 子

諮 問 第 5 号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

久 保 千 代 子



諮 問 第 6 号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

中 塚 恵 介

諮 問 第 7 号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

西 影 裕 一

諮 問 第 8 号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

北 川 浩 一

諮 問 第 9 号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

石 田 秀 和

諮 問 第 10号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

鵜 山 雅 之

諮 問 第 11号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

田 口 純 子

諮 問 第 12号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

廣 澤 英 徹

諮 問 第 13号

令和 5年12月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、諮問する。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により提出する。

記

則 定 惠 子